

中国における地名を含む商標の登録について

北京慧龍律師事務所
北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩



北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003 年に来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学 3 年次から知財に関する授業やゼミを受け、さらに知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011 年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

【概要】

商標には地名が含まれていることが少なくない。特に、外国の地名が含まれる商標が中国で権利化できるのか、使用できるのかをよく質問される。本稿では、外国の地名を含む商標を、1. 外国の国名、2. 中国の需要者に良く知られている外国地名、3. その他の地名、を含む商標に分類し、外国企業の視点から、これらの商標の権利化の可能性、その使用および権利主張について解説する。

【詳細及び留意点】

まず、外国の地名は、以下の 3 種類に分けることができる。

- 1) 外国の国名
- 2) 中国の需要者に良く知られている外国地名
- 3) その他の地名


本稿では、上記 3 種類が含まれる商標について、それぞれ説明する。

1. 外国の国名について

外国の地名には、国の略称、その中国語訳、その中国語訳の略称などが含まれる。原則、a. 外国の国名と同一または類似する商標と、b. それが含まれる商標、は権利化できない（「中華人民共和国商標法」（以下「中国商標法」という。）第 10


条第1項第2号、「商標審査審理指南」（以下「審査指南」という。）下編第三章3.2、「商標使用を禁止する標識に関するガイドライン」三）。

権利化できない事例：

事例1	事例2	事例3	事例4
		安道尔	拉脱维亚
FRANCE : フランス の英語表記	毛里求斯 : モーリシャス の中国語表記	アンドラ の中国語表記	ラトビア の中国語表記

例外として、当該外国政府の同意があれば権利化できる。また、同一商品または役務において同一商標が、当該国で権利化されていれば、当該国政府が同意したものと見なされる。

中国で権利化できた事例：

事例5

出願人が日本で公証・認証手続きを行った日本の商標登録証の写し、およびその翻訳を中国当局に提出して登録が認められた。

ここで、3つの注意点がある。

1つ目は、当該国での登録事実を証明できれば良いので、当該国において権利化できた場合は商標登録証の写しの公証・認証手続きを行う必要はない。例えば、日本の商標登録証の写しまたはデータを提出することで対応可能である。

2つ目は、書類の提出のタイミングである。拒絶査定を避けるために、出願時に証拠書類を作成して提出する。出願時に提出できなかった場合、審査段階での書類提出の機会は与えられず、拒絶査定となる。そこで、拒絶査定不服審判を提起するとともに、証拠書類を提出し、審判段階で権利化することもできる。さらに、審判段階で証拠書類を提出できなかった場合、拒絶審決が出されることになるが、審決取消訴訟を提起し、訴訟段階で証拠書類を提出できれば、権利化が可能である。



3つ目は、商標登録証は万能ではないことに留意することである。例えば、スイスのように、商標登録について、政府は同意していないと当該外国政府から明確な意思表示がある場合、または政府の同意について明確な要件が存在すると示された場合、当該商標登録証は、所在国政府が同意または承認していると判断することができない。日本国政府はこのような声明を出していないため、「日本」を含む商標は日本国の商標登録証で対応できると考えられる。

2. 中国の需要者に良く知られている外国地名

「中国の需要者に良く知られている外国地名」とは、中国の需要者に良く知られている中国法域以外の国や、地域の全称、略称、外国語の名称および慣用の中国語訳文などを指す（「地名を含む商標の登録出願及び使用に関するガイドライン」（以下「出願使用ガイドライン」）－（三））。

次に、権利化の可否について、原則として、a. 中国の需要者に良く知られている外国地名と同一または類似の商標と、b. 中国の需要者に良く知られている外国地名が含まれる商標、は権利化できない（中国商標法第10条第2項、審査指南下編第三章3.9.2）。

権利化できない事例：

事例6	事例7	事例8	事例9
加州紅	Olympia		

「加州」は米国のカリフォルニア州の中国語の略称。「紅」は紅色。	商標 : Olympia ギリシアの オリンピア地域。	「柏林」とはドイツ首都のベルリンの中国語表記。	「華沙」とはポーランド首都のワルシャワの中国語表記。
---------------------------------	-----------------------------------	-------------------------	----------------------------



例外は、以下の3つである。

1つ目は、中国の需要者に良く知られている外国地名とその他の文字とを組み合わせることによって、新たな意味を生じた場合である。

権利化できた事例 :

事例 10
LONDON FOG
自然の現象の一つ

2つ目は、外国地名の部分が、商標のその他の組合せ部分と比較的独立しており、当該地名が出願人が属する地域を表している場合である。

事例 11	事例 12
	
GENEVE はスイスのジュネーブ 出願人 : QUINTING S.A.	LONDON はイギリスの首都。 出願人の住所 : ……LONDON, ENGLAND, WC2H9EY

3つ目は、地域団体商標の一部となっている場合である。

権利化できた事例：

事例 13
帕尔玛火腿
指定商品：ハム 「帕尔玛」はイタリア都市のパルマの中国語表記。

ここで、2つの注意点がある。

1つ目は、外国地名が出願人が属する地域を表している場合である。日本の場合、「TOKYO」や、「北海道」や、「札幌」などの地名が含まれる商標が多く存在する。これらの商標は、中国でも権利化できる。

2つ目は、日本の地域団体商標の場合、中国で冒認出願されているケースが少ない。実際の案件においては、地域団体商標で出願する場合、出願手続きなどが煩雑であるため、通常の商標として出願することがアドバイスされるケースも存在する。そのようなアドバイスを受けた際には地域団体商標としなかった場合の事業への影響等を考慮し慎重に判断する必要があると考えられる。

一方、「中国の需要者に良く知られている外国地名」があれば、それに該当しない地名も存在する。「中国の需要者に良く知られていない外国地名」の場合、その他の拒絶理由がなければ、権利化できてしまう。例えば、下記の商標が権利化されている*）。

事例 14	事例 15	事例 16
爱媛	青森	福島 ふくしま
複数の区分において	「青森」又は「青森○ ○」が日本青森県又は日 系企業以外の人により出	「福島」を含む商標も複 数登録されている。

日本愛媛県以外の人により出願され、権利化されている。	願され、権利化されている。	
----------------------------	---------------	--

*) なお、商標「青森」については、その後異議申立がなされ、異議が認められている。

3. その他の地名

その他の地名には、a.政治的な影響をもたらす地名、b.宗教活動の場所などが含まれる。

a) 政治的な影響をもたらす地名

例えば、永田町などがこれに該当する。

b) 宗教活動の場所

例えば、「MECCA」などがこれに該当する。

これらの地名を含む商標は、中国の政治、宗教などに悪影響を与えるおそれがあるため、権利化できない（中国商標法第 10 条第 1 項第 8 号）。

4. これらの商標の使用および権利主張

最後に、地名を含む商標の使用および権利主張について説明する。

(1) 外国の国名について

外国の国名を含む登録商標は、商標権の範囲内において使用できる。

次に、登録できなかった商標については、需要者に誤認を与えるおそれがある場合、使用できない。また、中国商標法第 10 条第 1 項第 2 号を理由に拒絶査定を受けたにもかかわらず、当該出願商標を使用する場合、行政処罰の対象になる（「商標の一般違法の判断基準」第 3 条第 2 号、第 15 条）。一方、需要者に誤認を与えるおそれがない場合、使用できると考える。

(2) 中国の需要者に良く知られている外国地名

中国の需要者に良く知られている外国地名を含む登録商標の使用は、通常の商標の使用より厳しくなる。登録商標における地名の部分を変更し、または目立つように変えること、商標を簡略化し、商標にその他の部分を追加し、変形または分離して使用することなど、商標の内容を変更することができない。また、指定商品について権利化されていない商品における使用は、禁止されている。上述のように登録商標の一部を変更して使用する場合、改めて出願する必要がある（出願使用ガイドライン二（一））。

次に、中国の需要者に良く知られている外国地名を含む商標の権利主張は、より慎重でなければならない。中国全土において地名を含む商標に関する認識が十分ではないところもあるが、中国の需要者に良く知られている外国地名を含む商標の商標権者は、権利濫用に注意が必要である。特に、地名の部分のみが同一または類似するだけで、商標権侵害と主張することはできない。第三者による地名部分の「合理的な使用」は商標権侵害ではなく、正当な使用と判断される可能性が高く、これらの行為に対する権利主張はできないと考えられる（出願使用ガイドライン二（二）（三））。

(3) その他の地名

その他の地名 a) および b) を含む商標については、政治的または宗教的な面などにおいて悪影響を与えるため、通常、使用できない。使用すると、行政処罰の対象になる（「商標の一般違法の判断基準」第3条第2号、第12条）。

【まとめ】

まとめると、以下のようになる。

商標の種類	登録可能性		使用
	原則	例外	
他国の国名と同一もしくは類似の商標、またはそれを含む商標	権利化できない	政府の同意あり（例：当該	1. 登録済み：使用可

		国の商標登録)	2. 未登録：事実であれば使用可	
	中国の需要者に良く知られている外国地名と同一もしくは類似の商標、またはそれを含む商標	権利化できない	使用可 ただし、1. 商標変更しての使用不可、2. 権利主張を慎重に行う必要あり	
その他	1. 政治的な影響をもたらす地名と同一もしくは類似の商標、またはそれを含む商標	権利化できない	なし	使用不可、行政処罰の対象
	2. 宗教活動の場所名と同一もしくは類似の商標、またはそれを含む商標	権利化できない	なし	使用不可、行政処罰の対象

【ソース】

「中華人民共和国商標法」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art_95_28179.html

※中国のサイトへ日本からアクセスする場合には、通信状況により接続に時間がかかるか、または接続できない場合がある。

「商標法実施条例」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/9/14/art_96_28188.html

「商標審査審理指南」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html

「商標使用を禁止する標識に関するガイドライン」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art_66_181565.html

「地名を含む商標の登録出願及び使用に関するガイドライン」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art_66_181566.html

「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/200904/t20090408_6472.html

「商標の一般違法の判断基準」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/16/art_2073_172273.html

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)